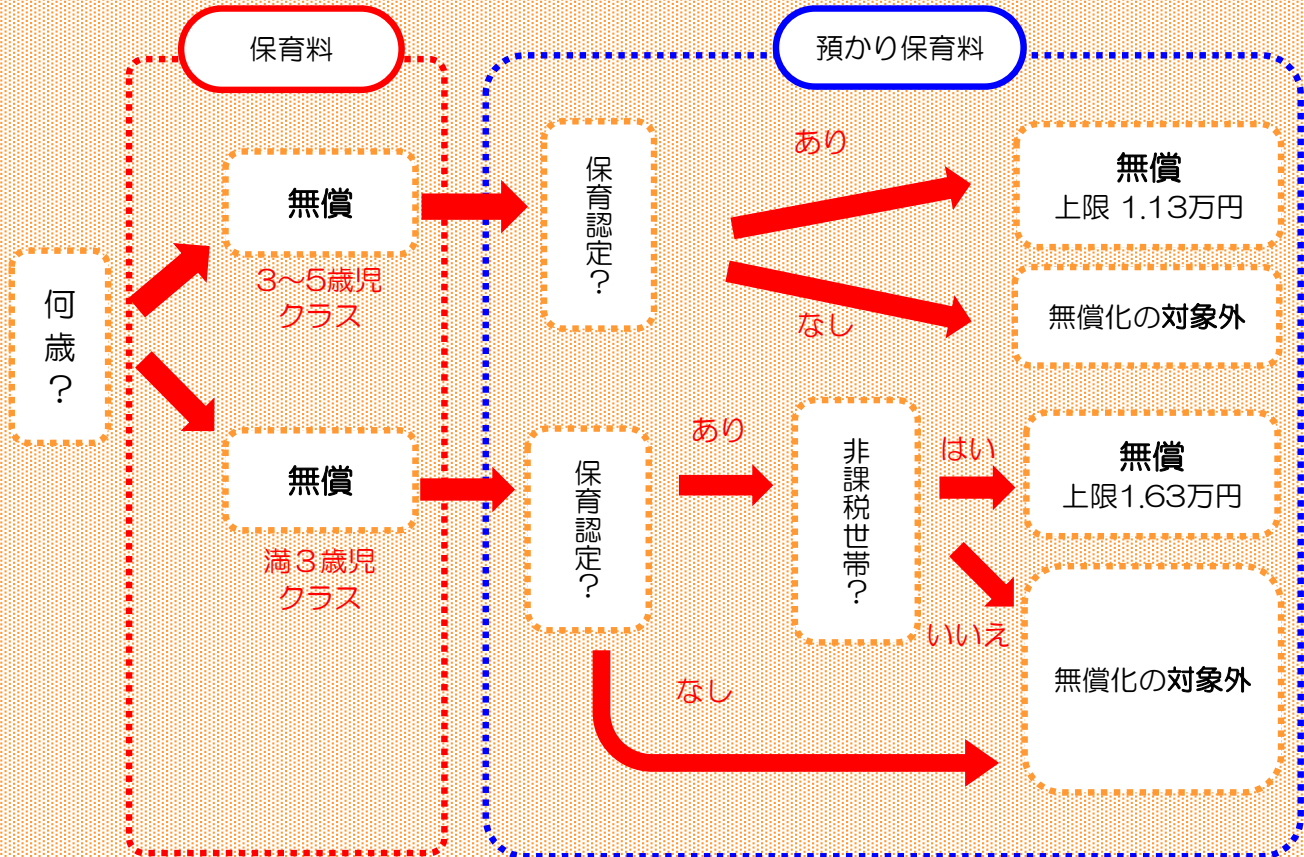


幼稚園の保育料無償化について

無償化の範囲

- ・満3歳～5歳児クラスのすべての子どもの保育料
- ・預かり保育料（条件あり / 利用料上限あり）



無償化対象外となる経費

給食材料費・行事費・その他施設で実費徴収している経費

給食材料費について

主食費（ごはん代）、副食費（おかず、おやつ代等）については、在宅で子育てをする場合も生じる費用であることから、無償化スタート後もこれまでどおり給食材料費は保護者にご負担をいただくこととなります。

ただし、保護者の負担減免を図るため、以下の方については副食費を免除いたします。

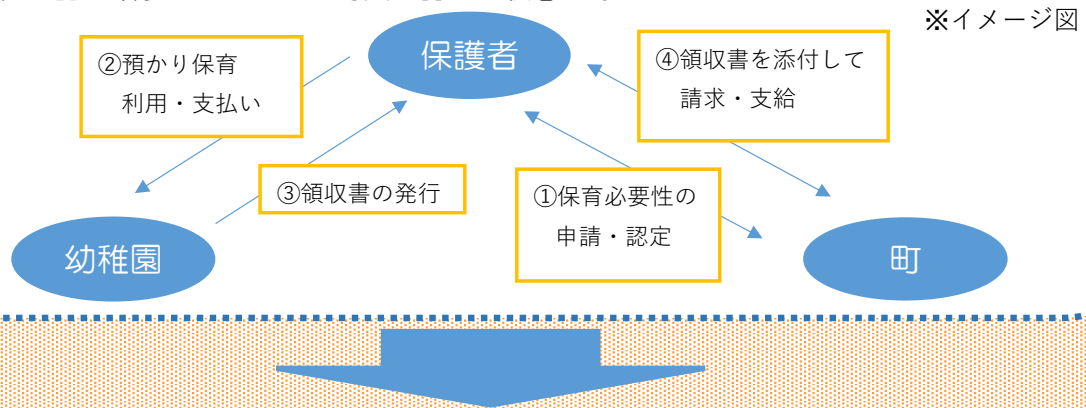
- ①年収360万円未満相当世帯の子ども
- ②小学校3年生までの子どもからカウントして第3子目の子ども

※申請手続きは不要です。免除対象者には個別に町から通知にてお知らせします。

預かり保育料の無償化について

無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。子ども子育て支援制度における巨理町の「保育の必要性」とは保護者が以下の要件のうちいずれかを満たしている状態をいいます。

- ①1か月あたり、64時間以上の労働
- ②妊娠・出産（出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から、出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧（自己の家屋や生業等の復旧）
- ⑥求職活動（2か月間のみ有効）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあるもの
- ⑨育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類するものとして町長が認める状態にあるもの



預かり保育料の無償化額計算方法について

預かり保育料の支給額は、「実際支払った金額」と「450円×利用日数」を比べて、少ない方となります。（上限 11,300円）

例) 1日600円の預かり保育を10日間使った場合

- 実際の利用料 600円×10日=6,000円
- 支給額 450円×10日=4,500円

この場合、4,500円を無償化分として、町から支給します。

無償化に係る手続きについて

申請書を記入し、必要書類を添付のうえ、利用する幼稚園に提出してください。詳しくは同封のチラシ「幼稚園入園にかかる提出書類について」をご覧ください。

- 【提出書類】
- ①施設型給付費支給認定申請書兼現況届（全ての方）
 - ②マイナンバー記入用紙（新規入園児のみ）
↳ 身分証明書、個人番号確認書類等の添付が必要
 - ③子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（預かり保育無償化を希望する方）
↳ 保育の必要性を確認する書類の添付が必要